

公益財団法人山口県スポーツ協会被服等貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「協会」という。）の役員に対し、被服等を貸与し、又は共用させることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象役職員、品目及び貸与期間)

第2条 被服等を貸与する職員の範囲、貸与できる被服等（以下「貸与品」という。）の品目及び貸与品貸与期間は、別表1のとおりとする。

2 貸与品の貸与期間は、その貸与の日から起算して別表1に掲げる期間を経過した日の属する月の末日までとする。

3 貸与品の貸与を受けている職員（以下「貸与職員」という。）が休職、療養休暇等により長期間その業務に従事しなかった場合におけるその従事しなかった期間は、前項の貸与期間に含めないものとする。

4 第5条の規定により返納された貸与品を再度貸与する場合におけるその貸与期間は、第2項の規定にかかわらず、公益財団法人山口県体育協会会長（以下「会長」という。）がそのつど定める。

5 会長は、特に必要があると認めるときは、貸与品の貸与期間を延長し、若しくは短縮し、又は貸与品の全部若しくは一部を貸与しないことができる。

(他の用途への使用禁止)

第3条 貸与職員は、その業務に従事する場合のほか、当該貸与品を着用してはならない。

(管理)

第4条 貸与職員は、善良な管理者の注意をもって当該貸与品の保全に努めなければならない。

2 貸与職員は、当該貸与品を亡失したとき、又はこれを著しく損傷して使用することができなくなったときは、速やかに貸与品亡失報告書又は貸与品損傷報告書を会長に提出しなければならない。

3 会長は、貸与品整理簿を備え、これに必要事項を記入して、常に貸与品の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(返納)

第5条 貸与職員は、次の各号の一に該当するときは、速やかに当該貸与品を会長に返納しなければならない。

(1) 退職したとき

(2) 貸与品の貸与期間が満了したとき

(3) 前各号に掲げる場合のほか、会長が貸与品の返納を命じたとき

(貸与の特例)

第6条 第2条の規定により被服等の貸与を受けることができる職員以外の者で、特に被服等を貸与させる必要があると認めるものに対しては、会長の承認を受けてこれを貸与させることができる。

附 則

1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

区分	役職員の範囲	品目	貸与期間	備考
1	国民スポーツ大会 本部役員	国スポ帽子 国スポユニフォーム(上) " (下)	3年 3年 3年	
2	きらら博記念公園 職員	ジャージ 上、下 ハーフパンツ シューズ 防寒着 水着	3年	
		ポロシャツ Tシャツ	1年	
3	前項に掲げる 者以外の職 員	男 作業服(上)	3年	スタッフジャンパー(上)でも可
		女 事務服(上)(冬用) " (") (夏用)	3年 3年	スタッフジャンパー(上)でも可